



2021年1月26日

各位

会社名 川辺株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡野 将之
(JASDAQ コード8123)
問合せ先 執行役員経営管理統括本部管理本部長
五十川 幹雄
電話 03-3352-7110

一広株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果

並びに親会社、その他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ

一広株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2020年12月22日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2021年1月25日をもって終了しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2021年1月29日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり当社の親会社、その他の関係会社及び主要株主に異動が生じることとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「川辺株式会社株式（証券コード：8123）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された株券等の数の合計が買付け予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

II. 親会社、その他の関係会社及び主要株主の異動について

1. 異動予定日

2021年1月29日（本公開買付けの決済の開始日）

2. 異動に至った経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けを通じて、公開買付者が当社株式 518,500 株を取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、2021年1月29日（本公開買付けの決済の開始日）に本公開買付けの決済が行われた場合には、同日付けで、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が50%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社の親会社に該当することとなります。

さらに、当社は、公開買付者から、当社のその他の関係会社及び主要株主である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）が所有する当社株式 465,880 株のうち、412,700 株を取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、伊藤忠商事は、2021年1月29日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社のその他の関係会社及び主要株主に該当しないこととなります。

3. 異動する株主の概要

（1）一広株式会社（その他の関係会社から新たに親会社となる株主）の概要

①	名称	一広株式会社	
②	所在地	愛媛県今治市八町西4丁目1番6号	
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 越智 康行	
④	事業内容	タオル・マスク・繊維製品を製造及び販売	
⑤	資本金	80 百万円	
⑥	設立年月日	1974 年 1 月	
⑦	純資産	5,024 百万円	
⑧	総資産	14,955 百万円	
⑨	大株主及び持株比率 (2020年12月21日現在)	越智 康行	33.38%
		株式会社タオル美術館	26.90%
		越智 志乃	13.19%
		越智 淳伎	5.17%
		越智 光進	4.67%
		越智 則和	4.62%
		越智 逸宏	4.45%
		越智 利咲枝	3.38%
		越智 弘貴	3.02%
越智 友紀	1.21%		
⑩	当社と公開買付者の関係		
	資本関係	公開買付者は、当社普通株式 485,700 株（所有割合（注）26.60%）を所有しております。	
	人的関係	当社の取締役7名のうち、1名が公開買付者の代表取締役社長を兼務し、1名は公開買付者の専務取締役を兼務しております。また、当社の従業員1名が公開買付者へ出向しております。	
	取引関係	公開買付者は、当社の商品であるタオルハンカチーフ等を製造しており、当社は公開買付者から仕入取引を行っております。	

（注）「所有割合」とは、当社が2020年11月13日に提出した第76期第2四半期報告書（以下「当社第2四半期報告書」といいます。）に記載された2020年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（1,861,000株）から、当社第2四半期報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（35,200株）を控除した株式数（1,825,800株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

(2) 伊藤忠商事株式会社（その他の関係会社及び主要株主に該当しないこととなる株主）の概要

①	名称	伊藤忠商事株式会社
②	所在地	大阪市北区梅田3丁目1番1号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長COO 鈴木善久
④	事業内容	総合商社
⑤	資本金	253,448百万円(2020年3月31日現在)
⑥	設立年月日	1949年12月
⑦	連結純資産	3,840,609百万円(2020年3月31日現在)
⑧	連結総資産	10,919,598百万円(2020年3月31日現在)
⑨	大株主及び持株比率 (2020年3月31日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 8.20%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 5.07%
		CP WORLDWIDE INVESTMENT COMPANY LIMITED (常任代理人：株式会社みずほ銀行決済営業部) 4.25%
		ビーエヌワイエム ノーウエスト ウェールズ フアーゴ オムニバス (常任代理人：株式会社三菱UFJ銀行) 4.03%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9) 2.34%
		日本生命保険相互会社 2.28%
		株式会社みずほ銀行 2.09%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5) 1.88%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7) 1.72%
		ジェーピー モルガン チェース バンク 385151 (常任代理人：株式会社みずほ銀行決済営業部) 1.65%
⑩	当社と公開買付者の関係	
	資本関係	当該株主は、当社普通株式465,880株（所有割合25.52%）を所有しております。
	人的関係	当社の取締役7名のうち、2名が当該株主の従業員であります。
	取引関係	当社は、当該株主との間でライセンスビジネスとフレグランス輸入代行の仕入取引を行っております。

4. 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(1) 一広株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前	その他の関係会社及び 主要株主である筆頭株主	4,857 個 (26.60%)	—	4,857 個 (26.60%)
異動後	親会社及び主要株主 である筆頭株主	10,042 個 (55.00%)	—	10,042 個 (55.00%)

(注)「議決権所有割合」は、当社第2四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の当社の発行済株式総数(1,861,000株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(35,200株)を控除した株式数(1,825,800株)に係る議決権の数(18,258個)を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

(2) 伊藤忠商事株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前	その他の関係会社及び 主要株主	4,658 個 (25.51%)	—	4,658 個 (25.51%)
異動後	—	531 個 (2.91%)	—	531 個 (2.91%)

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

今回の異動により、公開買付者は当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

6. 今後の見通し

当社が2020年12月21日付けで公表した「一広株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

以上

(添付資料)

2021年1月26日付け「川辺株式会社株式(証券コード:8123)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2021年1月26日

各位

会社名 一広株式会社
代表者名 代表取締役社長 越智 康行
問合せ先 執行役員 野田 良昭
電話 03-5791-5101

川辺株式会社株式（証券コード：8123）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

一広株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2020年12月21日、川辺株式会社（証券コード：8123、株式会社東京証券取引所の開設するJASDAQスタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2020年12月22日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2021年1月25日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

- (1) 公開買付者の名称及び所在地
一広株式会社
愛媛県今治市八町西4丁目1番6号
- (2) 対象者の名称
川辺株式会社
- (3) 買付け等に係る株券等の種類
普通株式
- (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
518,500株	429,080株	518,500株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（429,080株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（518,500株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2020年12月22日（火曜日）から2021年1月25日（月曜日）まで（20営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2021年2月8日（月曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,300円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計（585,296株）が買付予定数の上限（518,500株）を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2021年1月26日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	585,296株	518,500株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	585,296株	518,500株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	4,857個	(買付け等前における株券等所有割合26.60%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	316個	(買付け等前における株券等所有割合1.73%)

買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	10,042 個	(買付け等後における株券等所有割合 55.00%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	316 個	(買付け等後における株券等所有割合 1.73%)
対象者の総株主の議決権の数	18,160 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が 2020 年 11 月 13 日に提出した第 76 期第 2 四半期報告書（以下「対象者第 2 四半期報告書」といいます。）に記載された 2020 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式（ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 2 四半期報告書に記載された 2020 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（1,861,000 株）から、対象者第 2 四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（35,200 株）を控除した株式数（1,825,800 株）に係る議決権の数（18,258 個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の数の合計（585,296 株）が買付予定数の上限（518,500 株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した本公開買付けに応募した株主（以下「応募株主等」といいます。）からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数）減少させました。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

② 決済の開始日

2021年1月29日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

一広株式会社

（愛媛県今治市八町西4丁目1番6号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上